

(1)まちづくりに関する方針

計画名称	山角地区まちづくり計画
目標・テーマ	～豊かな自然や歴史・文化と調和した、 いつまでも安心して暮らし続けられるまち 山角～ 山角地区は、かつての平の荘の中心地であり、歴史・文化資源やため池、河川、森林などの自然に恵まれた地区です。加古川の市街地に近接し、落ち着いた住環境が形成されていることから暮らしやすく、令和6年4月には小中一貫校である両荘みらい学園が開校し、子育て環境にも恵まれています。 報恩寺、平之荘神社には貴重な文化財が多数あり、伝統行事も含めて大切に継承されてきました。 これらのかけがえのない歴史・文化や自然環境と調和した、いつまでも安心して暮らし続けられる集落の実現に向けた山角のまちづくりを進めていきます。 また、次世代へつなげていくためにも、現在住んでいる子供たちが楽しめる行事を検討して取り組み、子供たちが住み続けたいと思ってもらえるまちを目指していきます。
過去最大人口	793人(昭和46年以降でピークとなる昭和57年の人口) (参考)793人(昭和57年)－512人(令和5年)＝281人

項 目	まちづくり方針	
1.集落環境の保全に関する事項	建物の高さについて	・10m(3階)以下とする。
	污水対策について	・下水道区域内については公共下水道へ接続し、下水道区域外については浄化槽等で適切に処理する。 ・生活環境や農業環境への影響を防止し、周辺との調和を図る。
2.集落景観の保全・形成	地区景観計画(基準)の指定	・建物の形態・意匠は、周辺の風景や集落の景観と調和するものとする。 ・屋根は、勾配屋根を推奨する。 ・屋根や外壁には派手な色彩を使わず、田園風景に調和した落ち着いた色調のものとする。 (色彩の基準：マンセル表色系) ・色相YR・R系は彩度6以下、Y系は彩度4以下、その他は彩度2以下、色相Nは認める。 ・土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合及びそれに類似の材料等は、この限りではない。 ・土地に太陽光発電施設を設置する場合は、周辺環境との調和に配慮する。 ・下池や平之荘神社などからの眺望を保全するため、眺望スポットに位置付け、そこから見える景色を建物等で阻害しないように配慮する。

項 目	まちづくり方針	
3.公共施設の整備を図る取り組み	道路、公園・広場、排水施設、水路等の整備について	・県道等における歩行者の安全確保を図る。 ・町内の生活道路については、空き地化や建て替え等の機会を捉えて順次改良(隅切り設置、離合帯設置、グレーチング設置等)を図る。 ・市道(二項道路)は、有効幅員 4m を確保するため、「狭あい道路の整備に関する協定書」等に基づき、中心線から 2.17m のセットバックを行い、建て替え等に合わせて道路を拡幅整備することを目標とする。 ・上条、中条、谷口に、それぞれ子どもの外遊びや住民の交流ができる広場の整備を検討する。 ・河川・水路・ため池の維持管理を図る。
4.その他の施設の整備を図る取り組み	・山角公民館を交流の場として活用する。 ・集落に近い県道沿道においては、生活利便施設等の維持や立地を誘導する。 ・田園らしい風景の保全に取り組む(放棄田対策、太陽光発電施設対策等)	
5.安全安心対策	・通学路の見守り活動に取り組む。 ・水路のフタ掛けや転落防止柵の設置など事故防止対策を図る。 ・空き地や空き家の適正な管理に努める。 ・浸水被害への備え(両荘公民館・両荘みらい学園への避難訓練、一時避難場所の検討・住民の避難対策を検討するための訓練を実施、他)を検討する。 ・土砂崩れ(土砂災害警戒区域等)の対策を検討する。 ・鳥獣害対策を検討する。	
6.歴史を活かす取り組み	・報恩寺、平之荘神社、お地蔵さんなどまちに残る歴史的資源について保存・活用(例えば、境内等を活用したお月見会、音楽会の実施、地産地消のマルシェ、地域の魅力写真展等)に取り組むとともに、地域の魅力要素として広くPR する。 ・祭りや伝統行事などを次世代に継承する。	
7.自然を活かす取り組み	・豊富な自然資源を活用し、ふれあいの場や機会を創出する(下池、宮山など)。 ・里山、ため池、田園風景などが一体となった自然を楽しみ心身の健康にもよい場や機会を創出する(里山を活用した昆虫採集、川辺の生き物、蛍やドジョウの育成等)。 ・加古川河川敷の自然環境・景観を保全する。	
8.地縁者の範囲	・地縁者の範囲は、北部4町(志方町、平荘町、上荘町、八幡町)の区域とする。	

(2)土地利用構想

※山角地区のまちづくり構想図には使われていないゾーン

ゾーン区分		整備イメージ
保全ゾーン	森林保全ゾーン	森林・里山などの大切な自然として保全するゾーン
	森林活用ゾーン※	里山の活用や観光果樹園など森林資源の活用を図るゾーン
	農業保全ゾーン	農振農用地区域などの今後とも農地を保全していくゾーン
	農業活用ゾーン※	地区外の方との交流のためなど農業資源の活用を図るゾーン
開発許容ゾーン	農住共存ゾーン	集落と農地が調和・共存する環境を維持するゾーン
	集落活性化ゾーン※	新規居住者をはじめとする新たな住宅立地を促進するゾーン
	住工共存ゾーン	既存事業所の継続と集落環境との調和を図るゾーン
	沿道活性化ゾーン※	幹線道路沿道で生活利便施設及びサービス店舗等の立地を誘導するゾーン